

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

平成十九年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二八・五・二七法五一）本則一条（平成二九・一・二六までに施行）

目的

第一条 この法律は、行政機関において個人情報の利用が払し、このことにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

定義

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等から特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することから、それより特定の個人を識別することができるといふこととなるものを含む。）をいう。

（改正により追加）

第三条 この法律において「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律四十二号）第三条第二項に規定する行政文書をいう。以下同じに記述されいるものに限る。（改正後の⑤）

（改正により追加）

第四条 この法律において「利用目的の明示」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律四十二号）第三条第二項に規定する行政文書をいう。以下同じに記述されいるものに限る。（改正後の⑤）

（改正により追加）

第五条 この法律において「利用目的の明示」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律四十二号）第三条第二項に規定する行政文書をいう。以下同じに記述されいるものに限る。（改正後の⑤）

（改正により追加）

第六条 この法律において「利用目的の明示」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律四十二号）第三条第二項に規定する行政文書をいう。以下同じに記述されいるものに限る。（改正後の⑤）

第七条 この法律において「利用目的の明示」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律四十二号）第三条第二項に規定する行政文書をいう。以下同じに記述されいるものに限る。（改正後の⑤）

第八条 この法律において「利用目的の明示」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律四十二号）第三条第二項に規定する行政文書をいう。以下同じに記述されいるものに限る。（改正後の⑤）

第九条 この法律において「利用目的の明示」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律四十二号）第三条第二項に規定する行政文書をいう。以下同じに記述されいるものに限る。（改正後の⑤）

第十条 この法律において「利用目的の明示」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律四十二号）第三条第二項に規定する行政文書をいう。以下同じに記述されいるものに限る。（改正後の⑤）

第十一条 この法律において「利用目的の明示」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律四十二号）第三条第二項に規定する行政文書をいう。以下同じに記述されいるものに限る。（改正後の⑤）

その利用目的を明示しなければならない。

（二）略

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。以下同じ。地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき、

（正統性の確保）

第五十二条 行政機関の長は、第二項第四号及び第五号の政令で定める機関にあつては、その機関に行政で定める者を用い、以下同じ。は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全確保の措置）

第六十二条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（改正により追加）

第七十二条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（改正により追加）

第八十二条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（改正により追加）

第九十二条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（改正により追加）

第十十二条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（改正により追加）

第十一十二条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（改正により追加）

第十二条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第十三条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報ファイル簿の作成）を成し、公表しなければならない。

（三）略

（保有個人情報の開示義務）

第一四条（略）

第二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等から特定の個人を識別することができるもの（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。以下同じ。

（改正により追加）

（改正により追加）

（改正により追加）

（改正により追加）

（改正により追加）

（改正により追加）

（改正により追加）

（改正により追加）

（改正により追加）

（改正により追加）

（改正により追加）

（改正により追加）

（改正により追加）

（改正により追加）

（改正により追加）

（改正により追加）

（改正により追加）

（改正により追加）

（改正により追加）

（改正により追加）

（改正により追加）

（訂正請求者）を訂正請求者とする。

（訂正請求者）を訂正請求者とする。

（訂正請求者）を訂正請求者とする。

（訂正請求者）を訂正請求者とする。

（訂正請求者）を訂正請求者とする。

（訂正請求者）を訂正請求者とする。

（訂正請求者）を訂正請求者とする。

（訂正請求者）を訂正請求者とする。

（訂正請求者）を訂正請求者とする。

（訂正請求者）を訂正請求者とする。

（訂正請求者）を訂正請求者とする。

（訂正請求者）を訂正請求者とする。

（訂正請求者）を訂正請求者とする。

（訂正請求者）を訂正請求者とする。

（訂正請求者）を訂正請求者とする。

（訂正請求者）を訂正請求者とする。

（訂正請求者）を訂正請求者とする。

（訂正請求者）を訂正請求者とする。

（訂正請求者）を訂正請求者とする。

（訂正請求者）を訂正請求者とする。

（訂正請求者）を訂正請求者とする。

（訂正請求者）を訂正請求者とする。

（訂正請求者）を訂正請求者とする。

（訂正請求者）を訂正請求者とする。

（訂正請求者）を訂正請求者とする。

（訂正請求者）を訂正請求者とする。